



平成 26 年 2 月 21 日

投資信託新ファンド取扱開始のお知らせ

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、平成 26 年 2 月 24 日（月）より、全店で下記ファンドの販売取扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 追加ファンド

ファンド名	ファンドの特色	委託会社
ニッポン持続成長株ファンド (限定追加型)	<ol style="list-style-type: none">わが国の取引所に上場している株式に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。株式への投資にあたっては、成長性、収益性、効率性の観点から銘柄を選定し、企業の成長戦略やビジネスモデル、株式の流動性等を総合的に勘案して組入銘柄を決定します。組入銘柄は、定期的に見直しをすることを基本とします。1 万口当たりの基準価額が 13,000 円以上となった場合には、短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による安定運用に切り替えることを基本とし、3 ヶ月以内に繰上償還します。	三井住友アセットマネジメント

2. 取扱開始日

平成 26 年 2 月 24 日（月）

3. 商品概要

別紙「商品概要」を参照願います。

以上

報道機関のお問合せ先		
筑波銀行	総合企画部広報室	岡野 内線3731
TEL 029-859-8111		

商品概要

ファンド名	ニッポン持続成長株ファンド（限定追加型）
英 文 名	Nippon Continuous Growth Equities Fund
愛 称	—
新聞掲載名	ニボ持続成長
商品分類	追加型投信／国内／株式
属性区分	【投資対象資産】株式 一般、【決算頻度】年1回、【投資対象地域】日本、【投資形態】—、【為替ヘッジ】—、【対象インデックス】—、【特殊型】—
主要投資対象	わが国の取引所に上場している株式を主要投資対象とします。
投資態度	<ol style="list-style-type: none"> わが国の取引所に上場している株式に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。 株式への投資にあたっては、成長性（売上高増収率・営業利益増益率）、収益性（営業利益率）、効率性（ROE（株主資本利益率））の観点から銘柄を選定し、企業の成長戦略やビジネスモデル、株式の流動性等を総合的に勘案して組入銘柄を決定します。 組入銘柄は、定期的に見直しをすることを基本とします。 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 1万口当たりの基準価額（支払い済みの分配金（税引き前）累計額は加算しません。）が13,000円以上となった場合には、短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による安定運用に切り替えることを基本とします。 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記の運用ができないことがあります。
ベンチマーク等	ベンチマーク：なし 参考指数：なし
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> 株式への投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
信託期間	平成26年3月14日から平成31年2月12日まで（約5年）
決算と収益分配	<p>年1回（原則として2月10日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わない場合もあります。</p> <p>※ 第1計算期間は、平成26年3月14日から平成27年2月10日までとします。</p>
運用報告書	作成します。
信託報酬	<p>純資産総額に対して年1.6275%*（税抜き1.55%）となります。</p> <p>配分 委託会社 年0.7875%（税抜き0.75%） 販売会社 年0.7875%（税抜き0.75%） 受託会社 年0.0525%（税抜き0.05%）</p> <p>※消費税が8%となる平成26年4月1日以降は、1.674%（税込み）となります。</p>
申込期間	<p>当初申込期間：平成26年2月24日～平成26年3月13日（設定日：平成26年3月14日）</p> <p>継続申込期間：平成26年3月14日～平成27年3月31日</p> <p>1万口当たりの基準価額が13,000円以上となった場合、その翌営業日以降の購入の申込みは不可となります。</p>
販売価額	取得申込日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）
販売単位	販売会社が別に定めるものとします。
販売手数料	<p>3.15%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社が別に定めるものとします。</p> <p>※消費税が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%（税込み）となります。</p>
募集上限額	当初申込期間：400億円 継続申込期間：500億円
途中換金	いつでも換金できます。解約代金の支払いは、解約請求日から起算して5営業日以内となります。
換金価額	解約請求受付日の基準価額－信託財産留保額（0.3%）
クローズド期間	なし
申込受付不可日	なし
信託財産留保額	一部解約時に0.3%
償還条項	残存口数が10億口を下回った場合には、繰上償還することがあります。
特別償還条項	1万口当たりの基準価額（支払い済みの分配金（税引き前）累計額は加算しません。）が13,000円以上となった場合には、安定運用に切り替えることを基本とし、当該日の翌営業日から起算して3ヵ月以内に繰上償還します。
信託金限度額	500億円
ファンド監査	<p>年0.00525%（税抜き0.005%）以内</p> <p>※消費税が8%となる平成26年4月1日以降は、年0.0054%（税込み）となります。</p>
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社	株式会社筑波銀行
外貨・非株制限	<p>外貨建資産割合：30%以下</p> <p>非株式割合：50%以下</p>
税区分	公募／株式投資信託
投信積立	取扱不可

【投資信託をご購入される場合の留意点】

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券(株式、債券など)に投資しますので、市場環境等により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の変動により損失を被り、投資元本を下回ることがあります。
- 当行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。
- 投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフの適用はありません。
- お申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面(目論見書および補完書面)」を交付いたしますので、内容を十分お読みのうえ、ご自身でご判断ください。

商号等 株式会社筑波銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第44号
加入協会 日本証券業協会